

2026年5月14日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号8604  
東証プライム市場・名証プレミア市場

## 株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:奥田健太郎、以下「当社」)は、本日開催の経営会議において、下記のとおり自己株式の処分を行うことを決定しました(以下「本決定」)<sup>※1</sup>。

※1 当社の取締役・執行役への個人別の自己株式処分の割当ては、報酬委員会の決定に従っています。

### 記

#### 1. 自己株式処分の目的等

2026年4月24日付ニュースリリース「譲渡制限株式ユニット(RSU)および業績連動型株式ユニット(PSU)の付与に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等向けの自社株式による繰延報酬制度である譲渡制限株式ユニット(Restricted Stock Unit(RSU))制度(以下「RSU制度」)にもとづき、RSUを付与すること、ならびに、当社の取締役および執行役向けの自社株式による繰延報酬制度である業績連動型株式ユニット(Performance Share Unit(PSU))制度(以下「PSU制度」)にもとづき、PSUを付与することを決定しました。

RSU制度においては、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てます。

PSU制度においては、原則として、3年間の業績評価期間の経過後に、業績評価期間における業績指標の実績に応じ、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、自己株式処分に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てます。

本決定にもとづくRSUに係る自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、本決定日より約1年から3年後を割当日とするもの(第64回RSUから第66回RSUまで)を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる役職員に対しては、本決定日より約4年後を割当日とするもの(第67回RSU)とします。なお、昨年までは、欧州の報酬規制の対象となる役職員に対しては、自己株式処分に係る決定日より最大で約7年後を

割当日とするRSUを付与していましたが、欧州の報酬規制の改正に伴い、本年度は、自己株式処分に係る決定日より約4年後を割当日とするRSUを付与いたします。

本決定にもとづくPSUに係る自己株式処分は、上記業績評価期間に対応して、本決定日より約3年後を割当日とするもの(第3回PSU)を基本とします。

## 2. 自己株式処分の割当対象者およびその人数ならびに割り当てる株式の数<sup>※2</sup>

### (1) RSU

#### ①当社の取締役・執行役に割り当てる予定の株式

名称	取締役および執行役(社外取締役を除く)	
	人数(名)	割当株式数
第64回RSU	9	852,200
第65回RSU	9	851,900
第66回RSU	9	851,400

#### ②使用人等に割り当てる予定の株式

名称	当社の使用人		当社の子会社の取締役、執行役および使用人等	
	人数(名)	割当株式数	人数(名)	割当株式数
第64回RSU	32	107,300	2,355	8,416,200
第65回RSU	32	106,300	2,355	8,337,600
第66回RSU	32	104,900	2,355	8,260,700
第67回RSU	3	35,900	240	1,812,400

### (2) PSU

名称	取締役および執行役(社外取締役を除く)	
	人数(名)	割当株式数 <sup>※3</sup>
第3回PSU	2	811,500

業績評価期間終了後、下記の算定方法に従って支給株数を算出します。

#### ①定量評価の項目および支給率

業績指標	構成比	支給率の変動幅	評価方法
ROE	50%	0%~150%	業績評価期間3年間の実績値(平均値)により算出
TSR	50%	0%~150%	業績評価期間3年間の実績値(絶対値)により算出

#### ②支給株数の算定方法

支給株数は、基準株数<sup>※4</sup>にROEにもとづく支給率とTSRにもとづく支給率の加重平均を乗じることで算出します。

$$\left( \text{ROEにもとづく支給率} \times 50\% + \text{TSRにもとづく支給率} \times 50\% \right) \times \text{基準株数}$$

- ※2 上記の割当株式数は、RSU制度およびPSU制度にもとづき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数です。実際には、当該金銭報酬債権の額から、RSU制度およびPSU制度に関し当社が各国の税制にもとづき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の割当株式数は減少する見込みです。
- ※3 PSU制度に関しては、上記割当株式数は基準株数541,000株を基準として算出される最大割当株式数(基準株数の150%の株数)であるため、業績指標の実績等に応じて、減少することがあります。また、上記の割当株式数は現時点の予定数であり、対象者が権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社株式を引き受けることなく、割当株式数が減少することがあります。
- ※4 基準株数は、対象事業年度の業績および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性評価を勘案して決定した金額を、付与時期における当社の普通株式の株価により除し得られた株数とします。

### 3. 自己株式処分の概要

#### (1) RSU

	第64回RSU	第65回RSU	第66回RSU	第67回RSU
① 払込期間	2027年4月20日から 2027年5月19日	2028年4月20日から 2028年5月19日	2029年4月20日から 2029年5月19日	2030年4月20日から 2030年5月19日
② 処分する株式の種類および数	当社普通株式 9,375,700株	当社普通株式 9,295,800株	当社普通株式 9,217,000株	当社普通株式 1,848,300株
③ 処分価額	1株につき1,274円			
④ 処分価額の総額	11,944,641,800円	11,842,849,200円	11,742,458,000円	2,354,734,200円
⑤ 出資の目的とする財産ならびに当該財産の内容および価額	出資の目的とする財産:金銭以外の財産(現物出資財産) 現物出資財産の内容:本決定にもとづき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権			
	現物出資財産の価額: 11,944,641,800円 (1株につき処分価額と同額)	現物出資財産の価額: 11,842,849,200円 (1株につき処分価額と同額)	現物出資財産の価額: 11,742,458,000円 (1株につき処分価額と同額)	現物出資財産の価額: 2,354,734,200円 (1株につき処分価額と同額)
⑥ 処分方法	下記⑧記載の対象者に対して株式報酬として割り当てます。			
⑦ 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資によります。			
⑧ 割当ての対象者およびその人数	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 合計2,396名	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 合計2,396名	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 合計2,396名	当社の使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 合計243名
⑨ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法にもとづく臨時報告書を提出します。			

(2) PSU

	第3回PSU
① 払込期間	2029年4月20日から 2029年9月30日
② 処分する株式の種類および数	当社普通株式 811,500株
③ 処分価額	1株につき1,274円
④ 処分価額の総額	1,033,851,000円
⑤ 出資の目的とする財産ならびに当該財産の内容および価額	出資の目的とする財産:金銭以外の財産(現物出資財産) 現物出資財産の内容:本決定にもとづき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権 現物出資財産の価額: 1,033,851,000円 (1株につき処分価額と同額)
⑥ 処分方法	下記⑧記載の対象者に対して株式報酬として割り当てます。
⑦ 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資によります。
⑧ 割当ての対象者およびその人数	当社の取締役および執行役 合計2名
⑨ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法にもとづく臨時報告書を提出します。

上記のうち、処分株式数(上記2.の割当株式数を含む)、処分価額等については、当社株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、その比率に応じて合理的に調整される場合があります。

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本決定にもとづく自己株式処分における処分価額については、本決定日の直前営業日(2026年5月13日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(1円未満は切り上げ)である1,274円としています。当該日の終値を採用したのは、当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価に依拠することができないことを示す特段の事情が存しない状況においては、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであり、有利発行には該当しないと判断したためです。

以上